

所管部課	子ども未来部保育課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める				
	条例の一部を改正する条例について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>(1) こども家庭庁設置法等の施行に伴い、引用している厚生労働省令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に一部改正があったことから、整合を図るため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 こども家庭庁設置法等の施行に伴う、所要の文言修正</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 国の基準と整合性を保つことができる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
文書課において審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
令和5年第2回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。